

# ～労働審判手続の流れ～

## 労働審判制度とは

労働審判官(裁判官)と労働関係の専門家である労働審判員2名で組織された労働審判委員会が、個別労働紛争を、3回以内の期日で審理し、適宜調停を試み、調停がまとまなければ、事案の実情に応じた柔軟な解決を図るために判断(労働審判)を行うという紛争解決制度です。労働審判に対する異議申立てがあれば、訴訟に移行します。

## トラブル発生

突然解雇されちゃった。



退職金を払ってもらえない。

- 例えば、  
○解雇  
○給料・退職金の支払  
などに関するトラブル

## 申立て



- 地方裁判所（本庁及び一部の支部※）に申立て  
○申立てには、申立て手数料、郵便切手等が必要です。

（※）東京地方裁判所立川支部及び福岡地方裁判所小倉支部（平成22年4月以降）

## 期日における審理

### 労働審判委員会

労働審判官  
(裁判官)

労働審判員

労働審判員



○審理 労働審判委員会は、原則として3回以内の期日の中で、事実関係や法律論に関する双方の言い分を聴いて、争いになっている点を整理し、必要に応じて証拠調べを行います。

○調停 話合いによる解決の見込みがあれば、いつでも調停を試みます。

## 調停成立



話し合いによる解決

## 労働審判



トラブルの実情に応じた  
解決案の提示

確定した労働審判や成立した調停の内容は、裁判上の和解と同じ効力があり、強制執行を申し立てることも可能です。



異議なし

## 確定

異議申立て

訴訟手続に移行  
労働審判失効